一般社団法人山梨県管工事協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山梨県管工事協会と称する。 (事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市下石田二丁目30番 25号に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、管工事業者の資質の向上を図り、管工事業を技術的、 経済的及び社会的に向上させ、且つ浄化槽の普及を促進すると ともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその 製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保 全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(業業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 管工事に関する資料、情報及び統計の蒐集頒布
 - (2) 管工事の経営並びに技術の向上改善に関する調査研究及び啓 発指導
 - (3) 管工事に関する各種の講習会、研修会等の開催
 - (4) 管工事業に関する普及徹底
 - (5) 浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
 - (6) 浄化槽に関する知識の普及・啓発を図るための事業
 - (7) 浄化槽に関する各種の講習会、研修会等の開催
 - (8) 浄化槽の機能保証制度の業務並びに推進
 - (9) 浄化槽に関する情報の収集、伝達
 - (10) 管工事及び浄化槽に関する行政機関および関係団体との協力・ 連携
 - (11) 管工事及び浄化槽に関する図書等の販売
 - (12) その他目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業については、山梨県において行うものとする。

(重業年度

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日 に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」 という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した機械設備業、水道工事業、ガス工事業、浄化槽の工事業、保守点検業、清掃業、製造業を営む個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するため に入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で理事会 において推薦された者

(支部)

- 第7条 この法人は、必要に応じ支部を設ける。
 - 2 会員は、その住所により前項の支部に属する。
 - 3 支部に支部長、副支部長並びに会計を置く。

(入会)

- 第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。
 - 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第9条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。
 - 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、 任意に退会することができる。

(除名)

- 第12条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、 総正会員数の3分の2以上の決議に基づき、除名することがで きる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、 理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の 前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
 - 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

- 第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。 (権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1)役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 事業計画及び予算の承認
- (6) 会費及び入会金の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9)解散(及び残余財産の処分)合併又は事業の全部若しくは一部 の譲渡
- (10) 全各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する 事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、 決議することができない。

(種類及び開催)

- 第 16 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。
 - 2 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催 にする。
 - 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
 - (2) 10分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(招集)

- 第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
 - 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、 その日から6週間以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招 集の通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中か ら選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第20条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に 規定する事項及びこの定款に特に規定する者を除き、社員総会 に出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

- 第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として 議決権の行使を委任することができる。
 - 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会 員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事 録を作成しなければならない。
 - 2 議長及び当該社員総会において正会員の中から選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上 30名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 定款
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理 事より副会長、専務理事を選任することができる。ただし、副 会長は4名以内、専務理事は1名とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事いずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
 - 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 5 会長、副会長、専務理事、及びそれ以外の業務を執行する理事 の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
 - 6 会長、専務理事、及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年 度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状 況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査し法令で定めるところにより、監 査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業 年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款

に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合に おいて、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそ れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請 求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最 終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨 げない。
 - 3 補決により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、第23条第1項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給 することができる。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める 役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問及び相談役)

- 第30条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
 - 2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めたうえで選任し、 会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第31条 顧問及び相談役は、会長の諮問の応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(設置)

- 第32条 この法人に理事を設置する。
 - 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び改廃に関する事項
 - (3) 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (4)総会に付議すべき事項
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
 - (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を 理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招 集する場合及び前条第4項後段により監事が招集する場合を除く。
 - 2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4条号後段による場合は監事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を 作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければなら ない。

第6章 財産及び会計

(資産の構成)

- 第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費及び入会金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の 日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に 報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、 会長が事業報告書等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承 認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。
 - 2 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

- 第45条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に 従うものとする。
 - 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により 別に定める経理規程によるものとする。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日 に終わる。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員数の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総正会員数の3分の2以上の 決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業 の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をするこ とができる。

(解散)

第49条 この法人は、法令に定められた事由によるほか、社員総会において、総正会員数の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社 員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的と他の公益 法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に 揚げる法人に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

- 第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はそ の決議により委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選 任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決 議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長等、重要な職員は、理事会の決議により任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
 - (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (4) 事業報告書及び収支計算書·正味財産増減計算書・貸借対照表・ 財産目録
 - (5) 監査報告
 - (6) その他法令で定める帳簿及び書類
 - 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第56条 この法人の公告は、電子公告による。
 - 2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、 山梨県甲府市において発行する山梨日日新聞に掲載する方法に よる。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、 理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において 読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法 人の設立登記の日から施行する。
- 2 法人法、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行った時は、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。